

## 審査基準整理票

処 分 名	仲卸しの業務の許可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第18条第1項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第18条第3項	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 仲卸業務許可取扱要領 】</li> <li>・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>大津市公設地方卸売市場条例第18条第3項各号に該当しないことを基準とする。その細目は、仲卸業務許可取扱要領に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令] (仲卸しの業務の許可)</p> <p>第18条 仲卸しの業務（市長が市場内に設置する売場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより仲卸業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>(1) 法人でないとき。</p> <p>(2) 第20条又は第70条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。</p> <p>(3) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。</p> <p>(4) 卸売業者であるとき。</p> <p>(5) 仲卸しの業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者がいるとき。</p>			

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- ウ 卸売業者又は他の仲卸業者の役員又は使用人
- エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。